



学校における働き方改革は、

- ① どこを目指すの？
- ② なぜ、推進するの？
- ③ どのように、推進するの？



■ 働き方改革とメンタルヘルス対策の 一体的な取組

● メンタルヘルス対策の推進

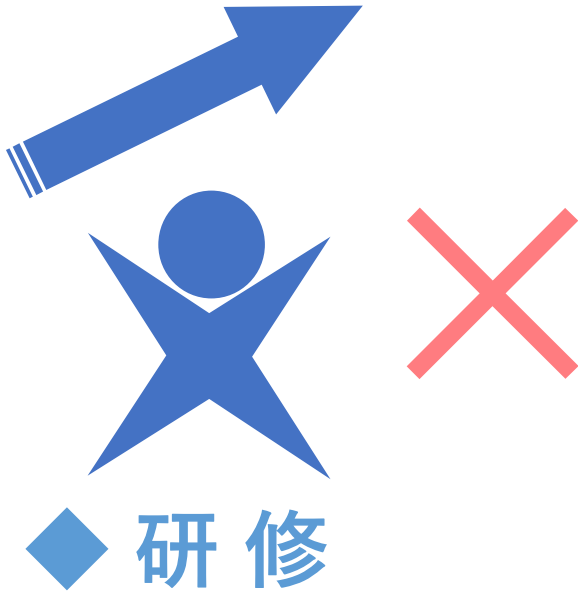
● 業務改善・業務の適正化 (学校の運営・指導体制の充実)

③ どのように、推進するのか？

● メンタルヘルス対策の推進

「（運動競技において）**最高の能力を発揮出来るように精神面・肉体面・健康面などから状態を整えること。**」 （厚生労働省のe-ヘルスネットより）

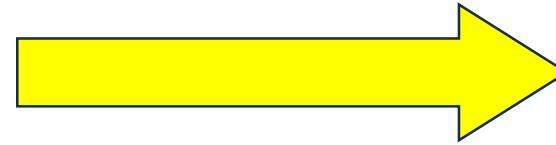
資質能力の向上



コンディショニング



● フィジカルケア
● メンタルケア



〈教育公務員特例法 第21条〉

教育公務員は、その職責を遂行するために、
絶えず研究と修養に努めなければならない。

メンタルヘルスとは

メンタルヘルスとは体の健康ではなく、**こころの健康状態**を意味します。

体が軽いとか、力が湧いてくるといった感覚と同じように、

心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が湧いてくるような気持ちの時は、

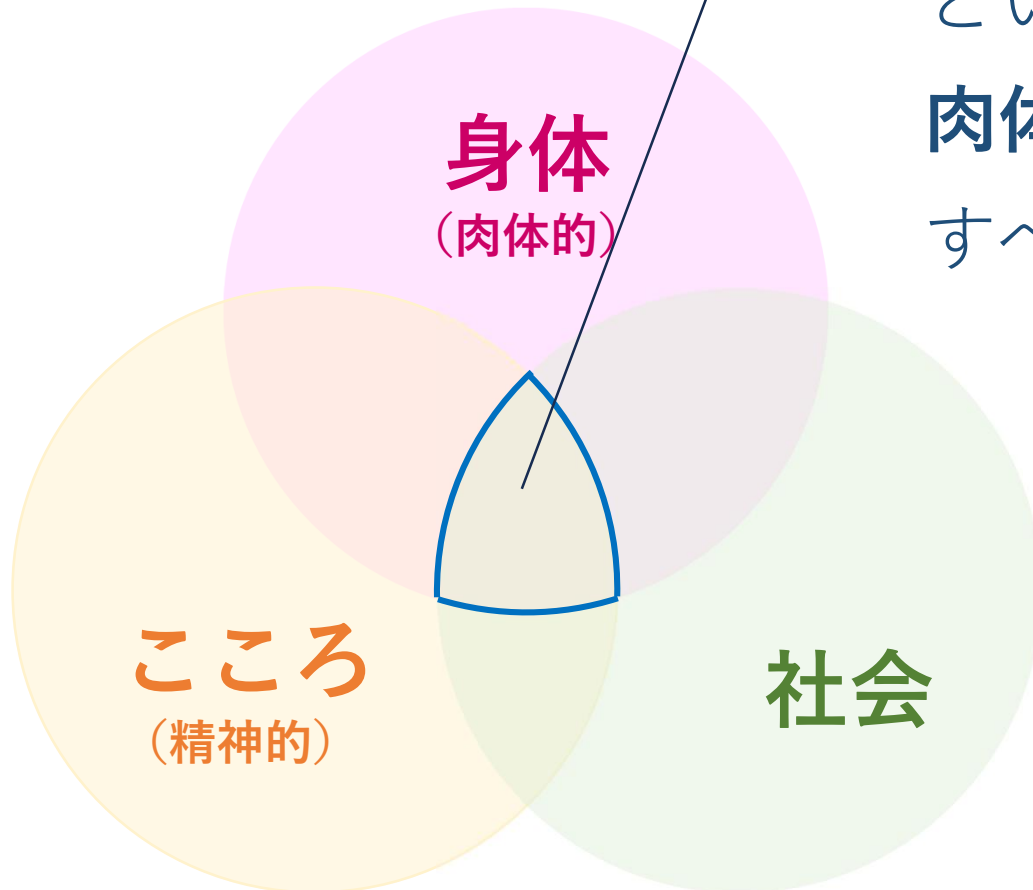
こころが健康といえるでしょう。

(出典) 厚生労働省：メンタルヘルスとは より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental_health_day/amh.html

健康の定義（WHO憲章）

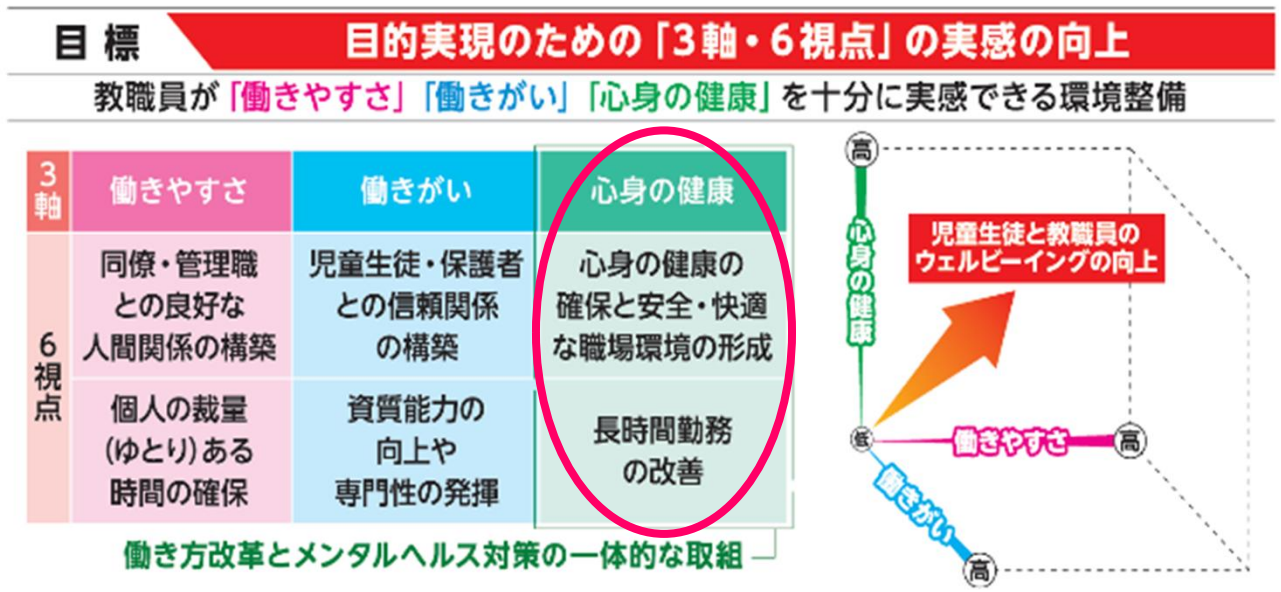
健康とは、病気でないとか、弱っていない
ということではなく、
**肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、
すべてが満たされた状態にあること**



◆ 教職員 = 学校経営の最重要資源

👉 教職員の心身の健康 = 学校の活力

- メンタルヘルスケア
- フィジカルケア



【資料】経済産業省「健康経営オフィスレポート」より抜粋
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkok_eieioffice_report.pdf

3 どのように、推進するのか？

●メンタルヘルス対策の推進

👉 No. 8～No.11 メンタルヘルス対策関連

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎:中心的役割 県教委:県教育委員会 市町村教委:市町村教育委員会 その他:PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
1. 人材の確保								
8	長時間勤務の改善	・長時間勤務により仕事のパフォーマンスが低下するだけでなく、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の発症リスクが高まるため、改善に向けた取組が必要である。	【県教委・市町村教委】 ✓長時間勤務の要因の把握と対応 ✓2か月連続で月80時間を超える時間外勤務を行う教職員に対する産業医または教育委員会担当による面談の実施 ✓「健康づくりのための睡眠ガイド」(厚生労働省)の活用 【学校】 ✓校務分掌の見直し・平準化 ✓勤務時間の割り振りの工夫 ✓長時間勤務者と管理者との面談	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校		○		①～④全項目
9	労働安全衛生管理の充実	・各学校において、校内安全衛生委員会等を設置し、定期的に長時間勤務の状況報告や情報交換等を行っていくことが必要である。	【学校】 ✓勤務時間途中の休憩時間の適切な確保 ✓休憩時間中に会議等を入れない ✓職場内で相談しやすい人間関係づくりにつながる会話の時間の設定	・県教委 ・市町村教委 ◎学校	○			
10	メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実	・精神疾患による病気休職者数が増加傾向にあり、未然防止が必要である。 ・教職員の資質能力を十分に発揮できる環境づくりが必要である。	【県教委・市町村教委・学校】 ✓ストレスチェック等の活用 ✓医師会等と連携した産業医の確保 ✓産業医面談を通じた予防や早期発見・対応 【市町村教委】 ✓メンタルヘルス相談窓口の設置や担当者の配置	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校		○		
11	復職支援に向けた体制の充実	・精神疾患による病気休職者数が増加傾向にあり、復職支援が必要である。	【県教委・市町村教委・学校】 ✓休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等の充実	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校		○		

◆ 教職員 = 学校経営の最重要資源

👉 教職員の心身の健康 = 学校の活力

- ・ 健康診断
- ・ ストレスチェック
- ・ 衛生委員会 等

メンタルヘルスケア

● 3つの段階（目的による分類）

・ 一次予防

👉 メンタルヘルス不調の未然防止

・ 二次予防

👉 メンタルヘルス不調の早期発見

・ 三次予防

👉 メンタルヘルス不調となった
職員の職場復帰の支援等
(復職支援プログラム)

■ 4つのケア（実施主体による分類）

✓ セルフケア

👉 職員自身

★ 気づく・つながる

✓ ラインによるケア

👉 管理職

★ 気づく・つながる・つなげる

✓ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

👉 産業医や衛生管理者、保健師等

✓ 事業場外資源によるケア

👉 事業場外の機関・専門家

★『労働安全衛生管理体制の整備』に向けた動画等（参考資料）

● こころの耳 5分研修シリーズ（厚生労働省）



<https://kokoro.mhlw.go.jp/fivemin/>

【引用】働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトこころの耳

【動画の内容】

- ・セルフケア＜全般＞
- ・セルフケア＜労働者自身の状況＞
- ・セルフケア＜職種・働き方＞
- ・職場のメンタルヘルス対策
 - 1 職場のメンタルヘルス対策のための体制づくり
 - 2 職場のメンタルヘルス対策における安全配慮義務のポイント
- ・ストレスチェック
- ・同僚によるケア
- ・セルフケア＜シーン＞
- ・ラインによるケア

● 動画で学ぶ「職場環境等の改善」（厚生労働省）



https://kokoro.mhlw.go.jp/improve_work_environment/

【引用】働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトこころの耳

【動画の内容】

- (1) 職場環境等へのアプローチのポイント
- (2) 職場環境の改善 5つのステップ

ステップ1. 職場環境等の評価

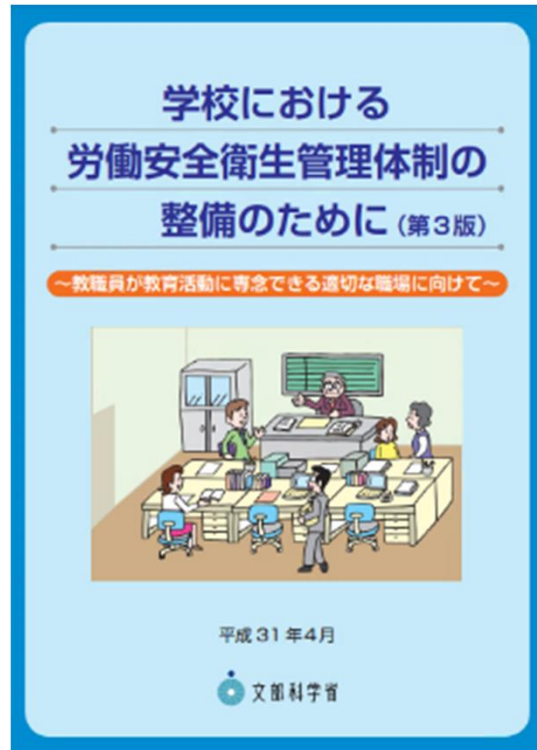
ステップ2. 職場環境等のための組織づくり

ステップ3. 改善計画の立案

ステップ4. 対策の実施

ステップ5. 改善の効果評価

★『労働安全衛生管理体制の整備』に向けた動画等（参考資料）



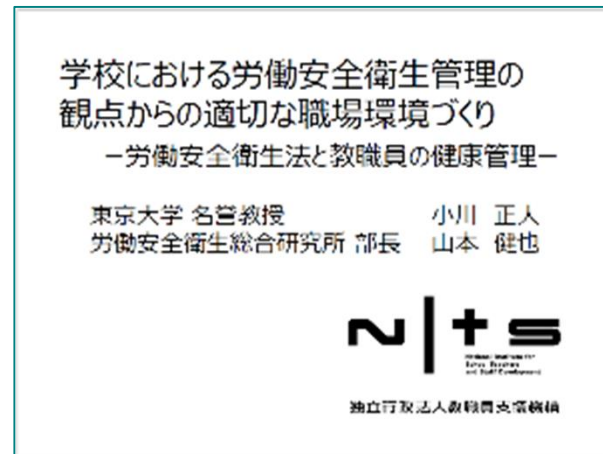
【引用】文部科学省：学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（リーフレット）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/29/1414486_1.pdf



校内研修シリーズ No.132

（動画：約31分 PDF資料あり）



労働安全衛生管理は、それを実践することが目的ではありません。

本動画では、教職員の健康問題に起因する学校経営を適切に運営するにあたり、留意すべき点について、具体的に解説していきます。

【引用】校内研修シリーズNo.132
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/132.html>



「事業場におけるメンタルヘルス対策の取組事例集」 （厚生労働省）

1. メンタルヘルス対策の全体像

●メンタルヘルス対策の取組は、目的や実施主体によって、次のように分類されます。

目的による分類

- 一次予防：
メンタルヘルス不調を未然に防止する取組
- 二次予防：
メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う取組
- 三次予防：
メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う取組

実施主体による分類

- セルフケア：
労働者自身による取組
- ラインによるケア：
管理監督者による取組
- 事業場内産業保健スタッフ等によるケア：
産業医や衛生管理者、保健師等による取組
- 事業場外資源によるケア：
事業場外の機関・専門家による取組

●メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、各事業場の実態に応じて4つのケアが継続かつ計画的に行われるようにすることが重要です。

【引用】厚生労働省：「事業場におけるメンタルヘルス対策の取組事例集」より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00007.html



3 どのように、推進するのか？

●メンタルヘルス対策の推進

★ 公立学校共済組合 健康相談事業について（参考資料）

組合員とその被扶養者の皆さまにご利用いただける健康相談事業 公立学校共済組合

LINEを使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済） **NEW**

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みに応えます。
土～月曜日 18:00～22:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1日1回30分～60分程度 ※利用対象者は組合員のみ 友だち追加はこちらから

Web相談（こころの相談）

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。
URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269
●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士が応えます。
通話料無料 **0120-515-579**
月～土曜日 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）
通話料無料 **0120-215-579**
月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。
通話料無料 **0800-700-5680**
電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1日1回20分程度
面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回50分程度
●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。
●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施
プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。
通話料無料 **0800-777-8349**
●一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。（通話料無料）詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。
「電話・面談メンタルヘルス相談」および「教職員電話健康相談24」の電話番号を令和6年4月1日から変更しています。旧電話番号は、併用期間を経て令和6年10月1日以降は使えなくなるのでご注意ください。

公立学校共済組合員の皆さまへ

オンラインメンタルヘルス相談のご案内

九州中央病院の臨床心理士がオンラインでお話をうかがいます。お気軽にご利用ください。まずはお電話にてお問い合わせください

☆ご相談に関する情報は、厳守いたします。
☆完全予約制です。

【対象】 公立学校共済組合組合員 および 被扶養者
スマートフォンやタブレット、パソコンを通しての通話が可能な方

【料金】 無料（通話料はご負担ください）

【相談可能日時】 月～金曜日（祝日を除く）10時～15時開始 1回45分（面談制あり）

【相談当日にご準備いただくもの】 組合員証 または 保険証

お申込方法

1 電話にて予約日時の調整
九州中央病院（代表）：092-541-4936 電話受付時間：平日9時～16時
「オンラインメンタルヘルス相談の予約について」とお伝えください。

予約日時が決定した方のみ、2にお進みください

2 Googleフォームにて必要事項の送付
右のQRコードを読み込み、お名前、利用規約を右のQRコードよりメールアドレス等をお送りください。事前にダウンロードしてください。

3 当院よりメールの送付
後日、ZoomのID、パスコード等をお送り致します。

★手続きに時間を要することがございます。相談希望日時に余裕をもってお申込みください。
★対面での相談もお受けしております

公立学校共済組合 九州中央病院 メンタルヘルスセンター

【資料】『福利おきなわ』令和6年5月 第106号 より抜粋
<https://www.kouritu.or.jp/okinawa/content/files/hukuriokinawa106gou.pdf>



【資料】
<https://www.kouritu.or.jp/okinawa/content/files/onlineenmentarusoudanhenkou.pdf>



◆ 教職員＝学校経営の最重要資源

▶▶ 率直に意見を伝え合える「チームとしての学校」

対話

聴く、訊く、聞く

氷山モデル

目に見えない
背景・要因 等々

目に見える
意見・主張 等々

経験

感情

価値観

相互理解・尊重

お互いに尊重し
一緒に考える

令和6年度 八重山地区教職員働き方改革推進アクションプラン

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を踏まえ、地区内三市町教育委員会と八重山教育事務所が連携し、八重山地区内における教職員の働き方改革推進に集中的に取り組む。

目的

児童生徒と教職員のウェルビーイング

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのよりよい教育」を行っていくことができる教育環境を整える。

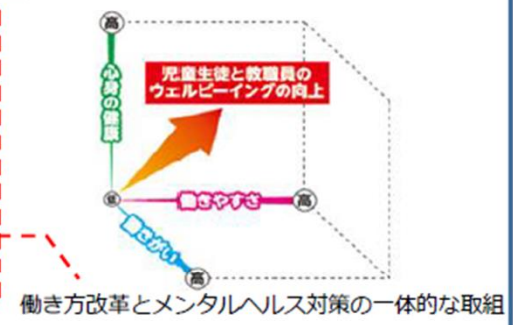
目標と成果指標等

目標 目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備

【集中取組期間】
R6年度～R8年度

3軸 6視点	働きやすさ	働きがい	心身の健康
	○同僚・管理職との良好な人間関係の構築 ○個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保	○児童生徒・保護者との信頼関係の構築 ○資質能力の向上や専門性の発揮	○心身の健康の確保と安心・快適な職場環境の形成 ○長時間勤務の改善



成果指標（目標値）

- 「3軸・6視点」に関する5項目の教職員対象学校評価において、肯定的回答の割合を80%以上とする。
- 「3軸・6視点」に関する管理職アンケートにおいて、肯定的回答の割合を80%以上とする。
- (1)時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。
(2)時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の年平均割合を令和6年度の50%以下とする。

★ 目的の明確化 ゴールのイメージを決定・共有

例えば・・・

◆ 「うちの学校で、〇〇〇〇〇〇！」

卒業式（修了式）の日、
どんなコメントを期待していますか？

 具体的な子供たちの姿（表情）を共有する。

III 取組期間

TERM			
スケジュール	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
本プラン	集中取組期間(3年)		
	初年度評価・検証	中間年度評価・検証	最終年度評価・検証

◆ 各学校で初年度の評価・検証

IV 評価

ASSESSMENT

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

V 検証

成果指標の目標値

VERIFICATION

現状の把握

◆ データで可視化
(各学校)

成果と課題を
データ等で可視化

3 どのように、推進するのか？

◆ データで可視化（各学校）

Ⅳ 評価

成果指標
1

学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。

成果指標
2

「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目（学校評価に設定）

- ☑ 同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができている。
- ☑ 個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができている。
- ☑ 一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができている。
- ☑ より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。
- ☑ 心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができている。

〈4段階評価〉

A,B
肯定的回答

A：当てはまる

B：ある程度当てはまる

C：あまり当てはまらない

D：当てはまらない

Ⅴ 検証

成果指標1、成果指標2の目標値

全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度（2026年度）末までに

- 肯定的回答の割合を80%以上とする。

◆ データで可視化（各学校）

IV 評価

成果指標
3

客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を
成果指標とする。

土日、祝日含む

V 検証

成果指標3の目標値

教職員の心身の健康を守るために、全教職員が時間外在校等時間上限（月45時間、年360時間）
以内での勤務を目指して、令和8年度（2026年度）末までに

市町村立	項目	令和5年度	令和8年度(目標値)
小学校	・月80時間(年度計月平均)	1.1 %	0%
	・月45時間(年度計月平均)	20.3%	10.15%
	・年 360 時間(年平均)	21.6% ※	10.8% ※
中学校	・月80時間(年度計月平均)	3.2 %	0%
	・月45時間(年度計月平均)	29.4%	14.7%
	・年 360 時間(年平均)	26.6% ※	13.3% ※

※ 令和5年度の年360時間の数値は、集計できていない市町村教育委員会も含む

③ どのように、推進するのか？

◆ データで可視化（各学校）

◆ 全職員で対話を通した検証

☞ 「3軸・6視点」の実感の向上を図る
各取組についての成果や課題等

◆ 次年度計画の検討

対話

・ 働き方改革の各取組を踏まえた
各教育活動の在り方や取組方法の検討 等々

☞ 「ピースフル・プラン」
「ピース・リスト2023」等の活用

★ 各成果指標の結果分析を
職員一人一人が自分事として捉え、
主体的に関わり、率直に意見を述べ合う等
全職員で対話 を通して検証していく
時間と場の設定が大切

✓ 各成果指標の結果を分析

☞ すべて良好、いずれか良好、すべて課題 等々

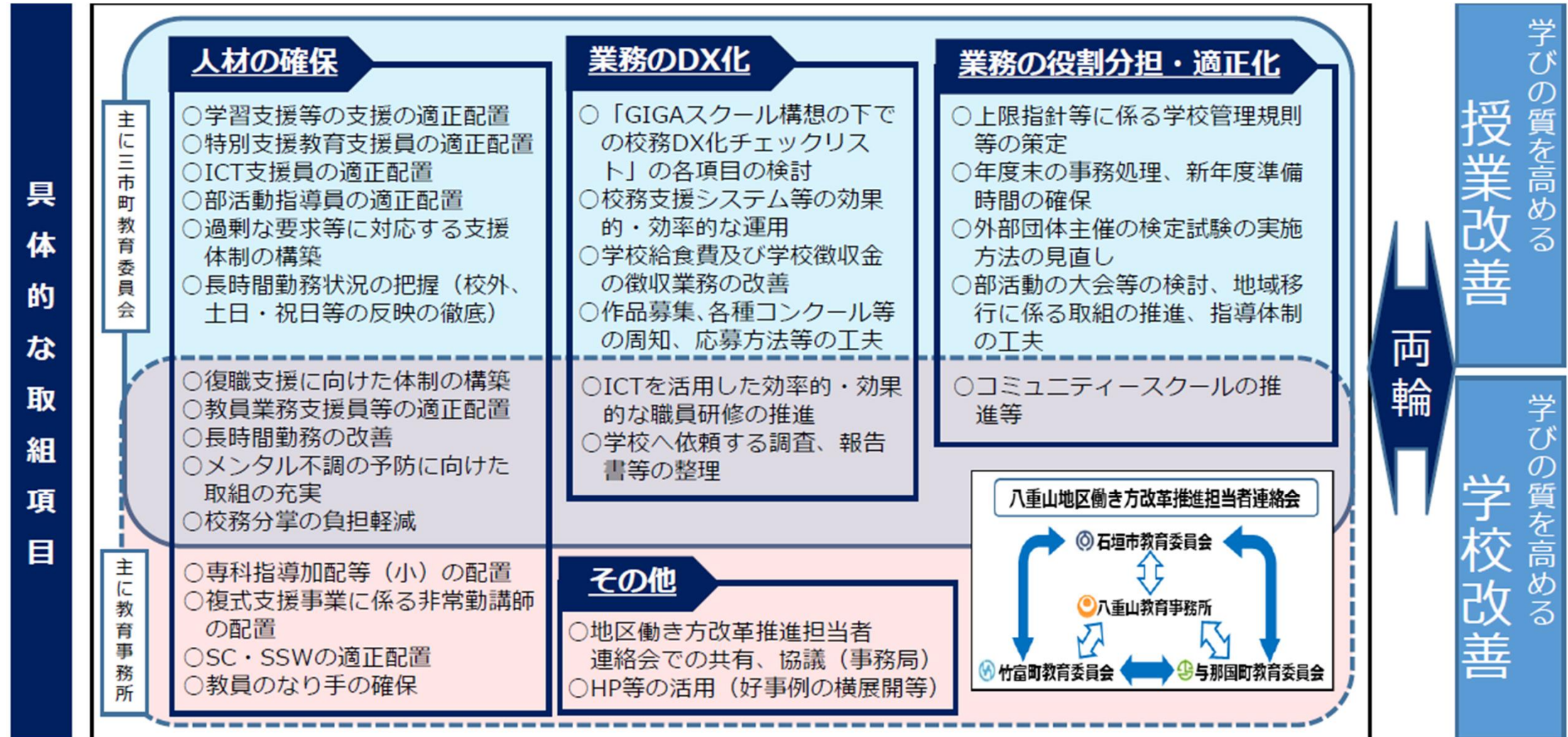
✓ 各取組を検証

☞ 期待する成果は得られたのか？
成果や課題の要因は？
新たな課題はあるのか？ 等々

◆ 次年度計画の検討（改善）

◆ 次年度計画の検討（改善）

👉 八重山地区教職員働き方改革推進アクションプラン



③ どのように、推進するのか？

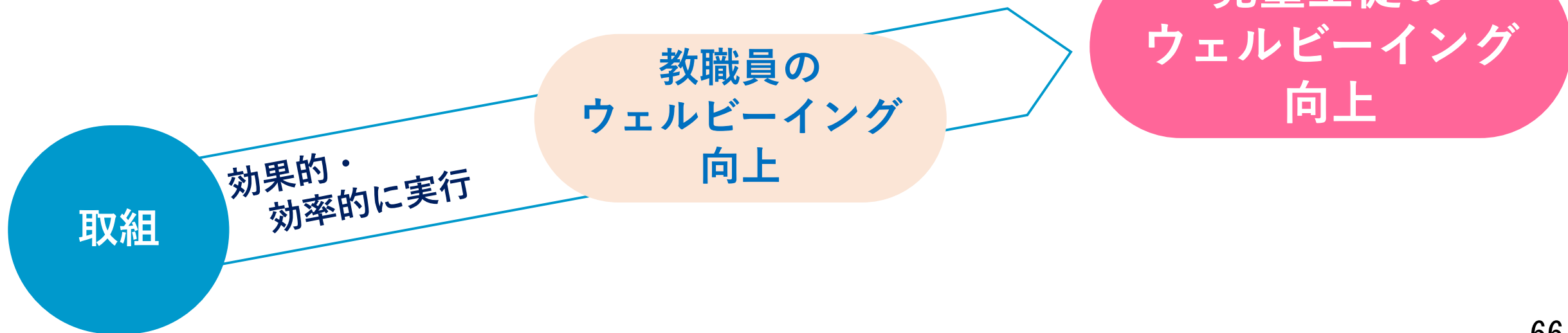
◆ 次年度計画の検討（改善）

業務改善・業務の適正化のポイント

- ✓ 何に取り組み、**どんな成果**を得るのか
- ✓ 「部分最適」でなく「**全体最適**」で考える

時間・労力・費用 等々
に見合う成果が得られるか

👉 学校の指導・運営体制の充実



◆ 次年度計画の検討（改善）

業務改善・業務の適正化のポイント

☐ 現在の状況を確認



☐ 課題の発見・明確化

職員一人一人が
自分事として捉え、
主体的に関わり、
率直に意見を述べ合う

★ 「効果的」の視点による業務改善
👉 「こうあるべき」に捉われない

対話

	効率的	効率的でない
効果的	継続する	やり方を変える
効果的でない	取組そのものを見直す	

3 どのように、推進するのか？

◆ 次年度計画の検討（改善）

次の項目を確認

👉 課題の発見・明確化

全国共通の項目（文部科学省資料より抜粋）

※ 文部科学省 働き方改革振り返りシート

https://www.mext.go.jp/content/20240726-mxt_zaimu-000037162_8.pdf



（ピース・リストNo8）

- ☐ 毎月、どの教師が、どのような理由で、上限指針で定められた上限時間（月45時間以内）以上の時間外在校等時間となっているかを把握し、改善に向けた具体的な手立てを講じていますか？

（ピース・リストNo39）

- ☐ 標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成している場合には、指導体制に見合った計画となるよう点検し、見直しを行いましたか？

（ピース・リストNo40）

- ☐ 学校行事の教育的価値を検討の上、精選・重点化を図りましたか？

（ピース・リストNo15）

- ☐ 学校内の連絡をデジタル化していますか？

- ☐ 教師と保護者間の連絡をデジタル化していますか？

（ピース・リストNo44）

- ☐ 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校運営協議会等の場で働き方改革を議題として取り扱いましたか？

（ピース・リストNo49、No50）

- ☐ 学校において、部活動ガイドラインが遵守されていますか？（中学校のみ）

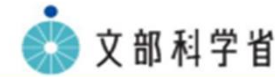
◆ 次年度計画の検討（改善）

● 年間授業時数（上限1,085時間以内）の検討、教育課程の見直し

👉 年間授業時数と週当たり単位時間のシミュレーション（例）

年間授業時数	年間の週数	年間授業日数	週当たり単位時間
1,015	40週	200日程度	25.4
	38週	190日程度	26.7
	35週	175日程度	29.0
1,050	40週	200日程度	26.3
	38週	190日程度	27.6
1,085	40周	200日程度	27.1
	38周	190日程度	28.6

結果概要 具体の取組状況 －教育課程編成上の工夫等に関する取組事例－



3
(2)

週3日の5時間制の導入

(茨城県守谷市教育委員会)

夏季休業の短縮、二期制導入、始業日・終業日、県民の日・創立記念日での授業実施等により授業日数を確保し、週3日の5時間制を実施。下校時刻を早め、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現。

取組実施の背景は何でしょうか？

教育委員会。 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、児童生徒の学びの質の保証と、教師の長時間勤務の改善を両輪で捉えることを念頭に、取組を検討してきました。

(例) 小学校4～6年生の担任の業務改善例（勤務時間が8:15～16:45で、下校指導を15分行った場合）

授業準備や研修に充てられる放課後の時間			
週3日の5時間制実施前		週3日の5時間制実施後	
週5日6時間 児童下校15:45	45分×5日 =225分	週3日5時間 児童下校15:00	90分×3日 =270分
		週2日6時間 児童下校15:45	45×2日 =90分
225分（3時間45分）／週		360分（6時間）／週	

第6学年5組		6月1日(月)～6月5日(金)				
		1日	2日	3日	4日	5日
朝		月	火	水	木	金
1	学活	図工	国語	社会	社会	
2	社会	算数	社会	道徳	算数	
3	国語	国語	理科	算数	社会	
4	算数	外国語	算数	国語	国語	
5	社会	理科	国語	国語	理科	
6		国語		算数		

どのように創意工夫をされましたか？

- 教育委員会。**
- 夏季休業の短縮、二期制の導入、始業日・終業日、祝日（県民の日・創立記念日）において授業を実施し、必要な授業時間を確保しています。
 - 週3日の5時間授業日に部活動を実施し、活動時間の確保（100分）と早期下校を両立しています。

先生 先生方の受け止めはいかがですか？

- 先生。**
- 退勤時刻が早くなったことのほか、子供達と話せる時間、教材研究の時間などを確保することができるようになりました。
 - 先生の気持ちにゆとりがもてるようになりました。

・年間授業時数
1015の場合

計算上
☆年間35週計画
週29コマ

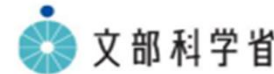
★年間38週計画
週27コマ
(週3日5時間)

柔軟な時間割編成
(日課表)の工夫
(ピース・リスト2023)

3
(2)

結果概要 具体の取組状況

－小学校における教科担任制に関する取組事例－



担任間での授業交換による教科担任制の導入

(北海道室蘭市立旭ヶ丘小学校)

小学校の5年生3クラスの担任同士での授業交換により準備が必要な科目数を削減し、教材研究の時間の充実や授業準備にかかる時間の短縮を実現。

この仕組みを導入したきっかけは何ですか？



- 2つの学校が統合されるタイミングで、授業や教材研究をより充実させられないかと考え、令和2年度に5年生の3クラスから試験的導入をし、現在は3年生以上で授業交換を行い、取組の幅を広げています。

どの授業を交換されていますか？



- 実験器具や資料の準備に時間のかかる理科や社会、教室移動を伴う音楽や家庭科、外国語活動の授業交換を行っています。

5、6年生の例



1組担任は、社会、理科の教材研究が必要なくなり、その時間を他の業務に充てることができる！

授業交換による教科担任制により、どんな効果や意義を感じていますか？



- 担当する科目が減ることで、その授業の準備にかけていた時間を他に割けるようになりました。
- 担任1人だけでなく、複数の先生を目で子供を見ることで、それぞれの子供の良かったところや課題、学びの状況について多様な視点で見られるようになりました。

専科加配等による教科担任制の導入

(群馬県藤岡市立藤岡第一小学校)

国の加配定数の活用を含む専科教師の配置や学級担任間の授業交換により、各教師の持ちコマ数を減らし、教材研究や授業準備を行う空き時間を創出。

取組実施の背景は何でしょうか？



- 学級担任の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化、教材研究の充実を図るため専科加配を導入しました。

教科担任制の実施にあたって、どのような工夫をされていますか？



- 中堅・若手・ベテランといった先生の指導経験のバランスや専門教科、特性等に配慮しています。
- 教科担当者の相談役となれるよう、各教科主任には、専門性・指導経験が豊かな先生を充てています。

教科担任制により、どんな効果や意義を感じていますか？



- 持ちコマ数や準備に充てる時間が減り、負担が少なくなりました。
- 教材研究を充実できるため、授業の質の向上とともに、同一の評価規準で評価を行えるようになりました。

5年生の学級担任のA先生の担当授業

もともと26～28コマあった週当たりの持ちコマ数が、取組により22～23コマに！

国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語
他の先生	自分	他の先生	他の先生	他の先生	自分	自分	自分	他の先生
交換	他学級も担当	交換	専科	専科		他学級も担当		専科

※県内の小学校でも一部教科担任制チーム担任制等の実践が見られるようになりました。

校務分掌等の工夫
柔軟な時間割編成
(日課表)の工夫
(ピース・リスト2023)

③ どのように、推進するのか？

◆ 県内の事例（小学校）

- ① 教科担任制（算数・体育等）
一部教科担任制・学年担任制の導入
- ② 週時程の見直し（週27コマ設定）
- ③ 通知表の見直し（個票の導入）
- ④ 最小限の予備時数（授業時数不足時に増加）
- ⑤ PTA清掃活動（平日に集まれる人だけで実施）
- ⑥ 保護者による検定試験（漢検等）の試験監督
- ⑦ コミュニティ・スクールの活用
（登校時刻の変更、研究発表会の運営）
- ⑧ 職員間のコミュニケーションの機会確保
（対話の時間の設定）

◆ 県内の事例（中学校）

- ① 部活動数の見直し（計画的に縮小）
- ② 学年担任制の導入
- ③ 清掃時間の見直し（ノー清掃デーの設定）
- ④ 生徒会による校則等の見直し
- ⑤ 学校徴収金の口座払い・コンビニ払い
- ⑥ プール清掃業務の外部委託
（学校と教育委員会との連携）
- ⑦ コミュニティ・スクールの活用
（夜間パトロール、行事・教育活動参画）
- ⑧ 職員間のコミュニケーションの機会確保
（「働きがい」推進から働き方改革へ）

◆ 次年度計画の検討（改善）

対話を通じた検討

● 「ピースフル・プラン」「ピース・リスト2023」等の活用

【参考】業務の役割分担・適正化する実践例（「みんなの学校！ピースフル・プラン」より）

◇ 持続可能な取組



限られた時間・人員・費用で無理のない実践

- ・慣例や形式にとらわれていないか？
- ・児童生徒や教職員が疲弊していないか？

◇ 優先順位をつける



教育課程全体の「取組期間・時間と教育的効果」で判断

- ・いつまでの取組か？
- ・達成の可否（期待する効果）をどのように判断するか？

◇ 真に必要な取組への 取捨選択



「やったほうがいい」程度の取組はやらない判断

- ・何のための取組か？
- ・取り組むことによるデメリットは？

◆ 働き方改革の具体的な取組を通じた
魅力ある学校づくり・授業づくりに向けた次年度計画の策定へ

具体的な取組を**再考**してみよう！

- これまでの実践
これから取り組みたいこと等

お互いに情報交換 (^_^♪

（投稿欄「交流タイム 5」にコメントを返信してみよう！！）

3 どのように、推進するのか？

◆ 学校・家庭・地域が一体となった取り組みへ

保護者・地域の皆様へ

学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です！

- 子供たちが未来を切り拓いていくためには、学校・家庭・地域が連携・協働し一体となって、学校における働き方改革を推進し、子供たちへのより良い教育が行える環境を整備することが重要です。
- 学校における働き方改革が実現することにより、「学校が人をつくり、人が地域をつくり、地域が学校をつくる」という循環（サイクル）の中で、質の高い学校教育が行われ、沖縄の未来である子供たちが地域の担い手となり、沖縄らしい優しい社会の実現につながります。

..... 学校における働き方改革の実現による沖縄県の未来像

学校における働き方改革の目的：子供たちへのより良い教育を行う



- 学校における働き方改革には特効薬はなく、「各々がその役割と責任に基づいて自分事として取り組む」「できることから直ちにに取り組む」という姿勢が重要となります。
- 学校・家庭・地域が、部活動や地域行事等の様々な活動における連携分担について対話を積み重ね、その連携分担の必要性等を理解した上で、連携・協働することが大切です。
- 子供たちのためにも、高度専門職である教師が、本来業務に専念できる環境の整備が必要です。教職員が忙しすぎることは、子供たちのためになりません。
- 保護者や地域の皆様には、「私たちのピース・リスト2023」などを基に、学校・家庭・地域の連携分担を進めるなど、教育環境の整備に向けた様々な取組へのご理解とご支援を宜しくお願いします。

◆ 学校・家庭・地域が一体となった取組にするためには

対話が大切

- ✓ 目指す児童・生徒像の共有
- ✓ 次年度計画等の説明
- ✓ 連携・協働体制の構築

◆ 学校・家庭・地域が一体となった取り組みへ

👉 『私たちのピース・リスト2023』を自分事として取り組む

◆ 学校における働き方改革に、特効薬はない。
解決に時間を要する取組も進めながら…

👉 やれそうなことからやる！

◆ 学校だけ、教育委員会だけで完結しない。
それぞれの立場で各々の役割・責任にもとづいて

👉 自分事としてやる！



「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることです。



学校における働き方改革の推進を よろしくお願いします！

ご清聴ありがとうございました。

働き方改革推進課（資料）

◆みんなの学校！
ピースフル・プラン
（全体版）
（動画 17分42秒）



https://www.youtube.com/watch?v=E_-ceZCVCQo

◆私たちのピース・
リスト2023
（動画 7分29秒）



<https://www.youtube.com/watch?v=jPvYPNsJRcl>

● 働き方改革推進計画（令和6～8年度版）
『私たちのピース・リスト2023』



<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1008508/1024388/1027590.html>